2021年9月9日

文 部 科 学 大 学　荻生田　光一　殿
厚 生 労 働 大 臣　田村　 憲久　殿
国家公安委員会委員長　棚橋　 泰文　殿

特定非営利活動法人　シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
代表理事　後藤啓二(弁護士)

DBS制度の創設等による学童保育施設その他の子どもに日常的に接する業務、子どもと接するスポーツの場からの性犯罪者の排除、性犯罪防止対策の推進及びその取組につき新設される「こども庁」の所掌とすることを求める要望書

私どもは、子ども虐待と子どもへの性犯罪の防止を目的とするNPO法人です。本年3月3日、文部科学省で記者会見し、「子ども虐待と子どもへの性犯罪ゼロを目指す法改正を求める要望書」を自民党、公明党、文部科学省、厚生労働省、法務省、国家公安委員会等に提出し、働きかけを行っています。要望内容は多岐にわたりますが、「子ども性犯罪保護法」(仮)を制定し、

① 学童保育施設、学校ボランティア、シッター等子どもに日常的に接する業務に性犯罪者を従事させないため就業しようとする者の性犯罪歴の事前確認
② 学校及び子どもに日常的に接する業務を営む事業者への性犯罪防止対策の義務付け
③ 子どもと接するスポーツの場からの性犯罪者の排除等スポーツの場における性犯罪防止対策

を内容とする法制度の整備がその主要なものとなっております。

学童保育施設や学校のボランティア業務、シッター業務、スポーツ指導の場等における子どもへの性犯罪は多数起こっています。本年8月22日の読売新聞によると、２０２０年度までの５年間に、利用者へのわいせつ行為が確認された学童保育と放課後デイサービスの職員は少なくとも４４人、被害者は６９人に上るとされています。

学童保育施設については、厚生労働省による「放課後児童クラブ事業」、文部科学省による「放課後子ども教室事業」を受け、自治体及び委託を受けた事業者により運営されておりますが、両省の定める指針等では、自治体や事業者は職員による子どもに対する性犯罪、盗撮行為等のわいせつ行為を防止する対策を講じることは義務付けられていません。その結果、事業者、自治体においても有効な対策はほぼ講じられていないのが実情です。学校ボランティア等についても同様です。また、スポーツの場における子どもへの性犯罪は、学校の部活動におけるものも含めてかなりの数に上りますが制度的な対策は講じられていません(これらの者の子どもへの性犯罪については添付資料ご参照)。

そこで、学童保育施設、学校ボランティア、シッター、スポーツ指導等子どもに日常的に接する業務の場において子どもが性犯罪被害を受けることがないよう下記のとおり要望

いたします。

記

1 速やかに、「子ども性犯罪保護法」(仮)を制定し、次の規定を定める。

(学童保育施設等に関する対策)

① 学童保育施設、学校ボランティア、シッター、スポーツ指導等子どもに日常的に接する業務に性犯罪者を従事させないための性犯罪歴の確認制度(いわゆるDBS制度)の創設

② 学校及び子どもに日常的に接する業務を営む事業者への性犯罪防止対策の義務付け

③ 事業者が十分な性犯罪防止対策を講じない場合には、国、自治体からの運営委託、補助金支給の打切りその他必要な措置を講じることとする

(スポーツ団体に関する対策)

④ スポーツの全国統括団体は、会員登録あるいは子どもへの指導者の資格を認定する場合には①のDBS制度に基づき性犯罪歴を確認することとする。また、会員に対して子どもに対するセクハラ・わいせつ行為防止のための研修の実施その他の性犯罪防止対策の義務付け、政令で定める基準に従い会員の懲戒・処分基準を定めることとし(政令で性犯罪を行った会員は除名と定める)、国はこれらの対策を行わないスポーツの全国統括団体には助成金を停止するなどの措置を講じることとする。

(性的関係に立つことを目的に子どもを手なづける行為(グルーミング)の禁止)

⑤ 何人も、子どもに対して性的な関係に立つことを目的として、金員等の提供、ゲームの使用許可等をほのめかすなどの甘言・虚言を用い、あるいは威迫し、若しくは困惑させ、又は子どもが虐待を受け家にいづらいなど急迫した状況にあることに乗じ、自宅等に来ることを求める行為、及び子どもが性的な行為に応じるよう説得するため、子どもが性交等を行っている内容の映像、写真、CG・漫画等を見せる行為を禁止する(違反には罰則)。

2 上記1①のDBS制度が法律として整備されるまでの間、厚生労働省、文部科学省、警察庁等の関係省庁が連携して、学童保育施設、学校ボランティア、シッター、スポーツ指導等子どもに日常的に接する業務を実施する事業者(学校ボランティア等を採用する学校、スポーツの全国統括団体も含む)において、子どもをわいせつ行為から守るため講ずべき対策を示した「事業者の子どもをわいせつ行為から守るための指針」を策定すること。同指針の主な内容は次のとおり。

(1)わいせつ行為を行うおそれのある者を採用(スポーツ団体においては会員登録)せず、わいせつ行為を行った場合には速やかに排除すること

①性犯罪歴のない者を採用することとし、採用しようとする者にその旨を確認するとともに、子どもに対してわいせつ行為、盗撮行為等を行った場合には解雇(スポーツ団体において登録抹消・除名)されることにつき懲戒規定を整備の上、事前に説明すること

②懲戒規定を整備の上、子どもに対してわいせつ行為、盗撮行為等を行った場合その他下記(2)で定める規定に違反した場合等には、行為者に解雇等の厳格な処分を実施すること

(2)指導員(学校ボランティア、スポーツ指導者等を含む)による子どもへのわいせつ行為が行われることを防止するため次の対策を講ずること

① 原則として、指導員は他から見えない場所で子どもと１対１にならないようにすること
② 死角となりやすい場所には、防犯カメラを設置し、録音録画し、１年間は保存すること
③ 子どもの送迎車にはドライブレコーダーを装備し、録音録画し、１年間は保存すること
④ 原則として、職員と子どもとのメールのやりとりは禁止すること
⑤ 指導員が子どもを自宅その他の場所に呼び出す行為は禁止すること
⑥ 子ども、保護者からわいせつ行為又はその疑いのある行為の訴えがあったときは、事業者や学校・自治体、スポーツ団体内でうやむやにせず速やかに警察に連絡し、事実解明は警察に委ねること

また、政府では「こども庁」の新設のご方針と承っておりますところ、学童保育施設等子どもに日常的に接する業務及びスポーツの場においてにおいて子どもをわいせつ行為等から守る取組につきましては、厚生労働省、文部科学省、警察庁等多くの省庁にまたがり、縦割りを排して関係省庁が連携して取り組まなければならないものでありますことから、「こども庁」の所掌としていただきますとともに、その業務には多くの省庁の職員が関与することとし、縦割りの弊害が生じることのないようお願い申し上げます。

(本件連絡先)東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2-314
NPO 法人シンクキッズ―子ども虐待・性犯罪をなくす会　代表理事　後藤啓二
tel/fax03-6317-5298　kgoto@ab.auone-net.jp
(後藤コンプライアンス法律事務所　弁護士)

学童保育施設等、スポーツの場における子どもへの性犯罪の事例について

[学童保育施設等におけるもの]

〇2020年12月、神奈川県の学童保育施設で女子児童にわいせつな行為をしたとして、同施設で勤務し児童らと日常的に接する仕事をしていた男を強制わいせつの疑いで逮捕。男は人目につかない場所に女児を連れて行き、わいせつ行為をしたという。男は施設を解雇されたが、その後に同様の施設で勤務していた。

〇2020 年 10 月、東京都の知的障害児向けの学童施設で小学生の女児に十数回繰り返し性的暴行を加えるなどしたとして、施設に勤務していた男を強制性交等と強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反（製造）の疑いで逮捕

〇2017年5月、千葉県船橋市で、盗撮用カメラを仕掛けようと勤務する学童保育施設のトイレに忍び込んだ男を逮捕。同市に採用される前は、県内の他の三つの市で同様の仕事に就いていた。

〇2016年5月、熊本市内にある児童預かり施設で小学校低学年の女児にキスをしたとして、強制わいせつ容疑で同市の非常勤職員の男を逮捕

〇2016 年 5 月、新潟県内の学童保育の団体行事で訪れた宿泊施設で、行事に参加し就寝中だった女児の服を脱がせ、体を触るなどした女児の体を触ったとして学童保育施設に勤務していた男を強制わいせつの疑いで逮捕

〇2013 年から 2015 年にかけ、茨城県で学童保育所経営の男が、学童保育所に通っていた 13 歳未満の男児 13 人に対し学童保育所、送迎の車の中で 74 回にわたりわいせつな行為をし、その様子を撮影していたとして逮捕

〇2014年1月、横浜で障害児の学童保育を行うNPO職員の男が、送迎の車の中で11歳女児の下半身触りその様子をスマホで撮影したとして逮捕

〇2014年1月、札幌で学童保育所元指導員の男が、夏休みのイベントで引率員としてキャンプ場で宿泊した際、9歳女児の下半身を触るなどしていたとして逮捕

〇2012年1月、新潟県の学童保育施設で勤務していた男が、団体行事に参加し、宿泊施設で就寝していた女児を就寝中に服を脱がせ、体を触わるなどしていたとして逮捕

[小学校のボランティアや補助員に応募してきた者によるもの]
〇2019年、東京都内の小学校で悩み相談を受けるボランティアだった男が、男子児童の自宅を訪れわいせつな行為をしたとして、逮捕

〇2012年、大阪市教育委員会の非常勤嘱託職員が学校支援ボランティアの訪問先で児童へのわいせつ行為で逮捕。この男は大学生時代にボランティアで参加した野外活動中にも同様の行為をしたとして強制わいせつと児童ポルノ禁止法違反（製造）で逮捕されていた。

〇2011 年、横浜市内の小学校から小学生の男児を連れ去ったとして、小学校で行われた行事のボランティアの一員として参加していた男を逮捕。

〇2010年、神戸市の小学校で支援学級の補助員になった男が、教室で男児に対するわいせつ行為で逮捕

〇2010年、兵庫県西宮市の小学校で、自然学校に随行する有償ボランティアの指導補助員に応募してきた男が、男児多数に対するわいせつ行為で逮捕

〇2010年、横浜市の小学校で、教員志望で教育ボランティアになった大学生の男が、女児に
対するわいせつ行為で逮捕

［ベビーシッター業務におけるもの］
〇2020年、ベビーシッターマッチング業者大手に登録する男のシッター2名が保育中の子どもにわいせつ行為をしたとして逮捕。一人の男は、ボランティア団体に所属し、キャンプに参加した男児へわいせつ行為で逮捕されていた。

〇2014年3月、自称保育士の男が、インターネットの仲介サイトを利用して兄弟の男児を母親から預かり、兄を死亡させた。男は、それ以前預かった子どもの裸を撮影するなどしていた。殺人罪、児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）で懲役26年の判決

［スポーツ指導の場におけるもの］
〇2021 年 8 月、大阪府で高校の野球部のコーチが、複数の男子部員にわいせつ行為をしたとして逮捕

〇2021 年 2 月、滋賀県で運動教室の指導者が、練習開始前に女児を屋外に連れ出し、キスをするなどのわいせつ行為をしたとして逮捕

〇2019 年 8 月、栃木県の旅館で、合宿に来ていた女子中学生のサッカーチームのコーチの男が脱衣所に小型カメラを設置して盗撮しようとしたとして県迷惑行為医防止条例違反で逮捕

〇2019 年 2 月、札幌市でスポーツ少年団におけるミニバスケットボールの指導者の男が小学生女児にキスするなどして強制わいせつ罪で逮捕

〇2019 年、愛知県でスポーツ教室の教え子であった小学生女児にわいせつ行為をしたなどとして逮捕

〇2018 年、沖縄県でスポーツクラブの元コーチが、複数の女子中高生のクラブの選手に対して、マッサージを装い体を触ったなどとして準強制わいせつ罪で逮捕